

サプライチェーンにおける人権尊重のための ガイドライン策定の進捗報告

「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」策定の背景

- 2011年、国連において、ビジネスと人権に関する指導原則が全会一致で支持されるなど、海外では企業に人権尊重を求める動きが加速。
- 我が国も、2020年、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、企業による人権デュー・ディリジェンス（※）実施について期待を表明。
- 米欧では、法規制によって、企業に人権尊重を義務付ける動きが活発化しており、日本企業も今まで以上に対応が求められる状況に。
- また、本年6月のG7サミットでは、国際スタンダードに則って、人権尊重を行うことを確認。

（※）人権デュー・ディリジェンスとは企業のサプライチェーン上の人権侵害リスクを特定し、防止・軽減する試み

「ビジネスと人権」に関する米欧の直近の動き	
米国 ● ウイグル強制労働防止法（昨年12月成立、本年6月施行）により、強制労働によって生産された製品等の輸入規制を強化。	欧州 ● 独は一定規模以上の企業に人権デュー・ディリジェンスを義務化する法律を制定（来年1月施行）。 ● E Uレベルでも人権デュー・ディリジェンスを義務化する指令案を発表（本年2月）。本年秋には強制労働産品の上市を禁止する法案を提案予定。²

「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」検討会

- 昨年9～10月、経産省・外務省が実施した東証上場企業等向けのアンケートでは、政府に対して**ガイドライン整備を求める声が多数（51%）**。
- このため、本年3月、経済産業省において、企業による人権尊重に向けた、業種横断的ガイドライン策定のための検討会を設置。今夏、中谷総理補佐官の関係府省庁政策推進・連絡会議に報告し、**日本政府のガイドラインとして決定**する予定。
- ガイドライン策定と併せて、企業が公平な競争条件の下、積極的に人権尊重に取り組める**予見可能性の高い事業環境整備**に向けて国際協調を進めていく。

<検討会メンバー構成>

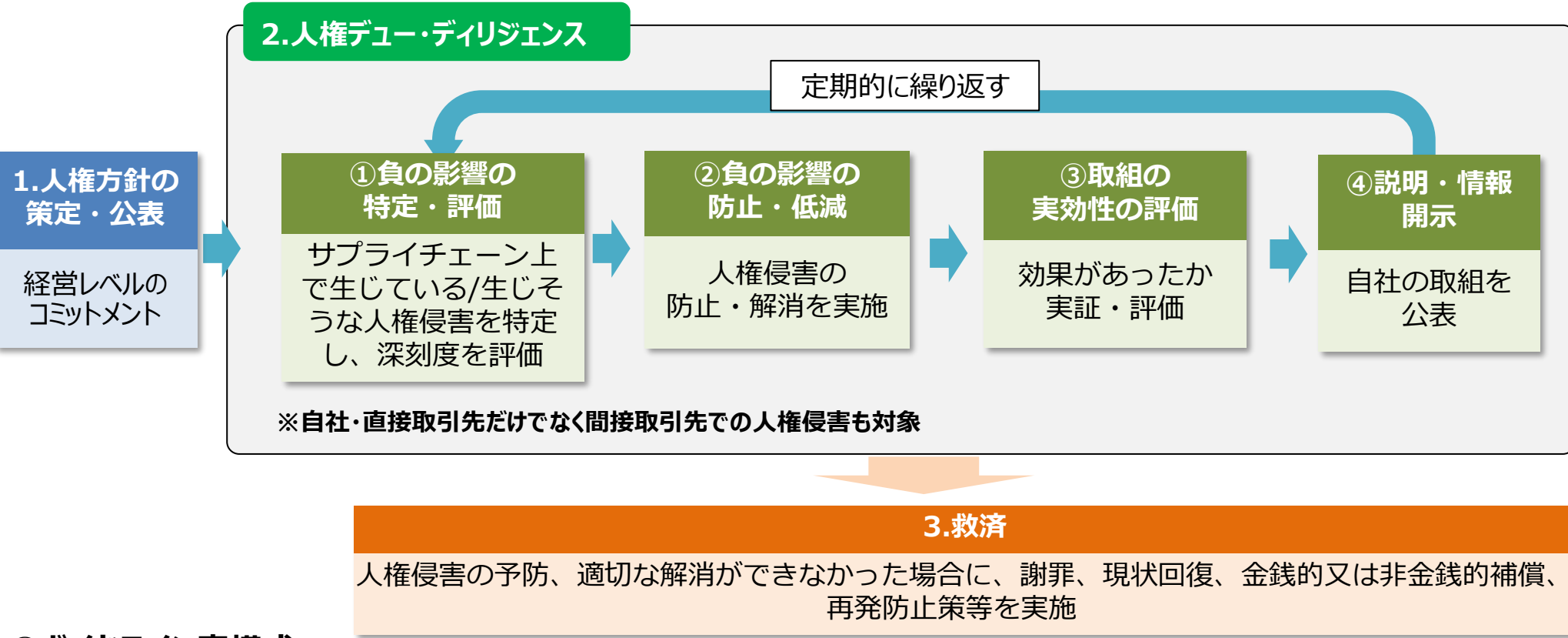
委員：学識者（会社法、国際政治）、国際労働機関（ILO）、日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所、ビジネスと人権市民社会プラットフォーム、弁護士、監査法人、投資家、日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、日本商工会議所、日本繊維産業連盟、電子情報技術産業協会（計15名）

オブザーバー：外務省、法務省、厚生労働省、金融庁、農林水産省、総務省、財務省、国土交通省

事務局：経済産業省

ガイドライン案における人権デュー・ディリジェンスの流れ

(国際スタンダードに沿った構成・内容)



○ガイドライン案構成

1. はじめに	本ガイドライン策定の経緯・目的、人権尊重の意義等を記載
2. 取組の概要	人権方針作成、人権デュー・ディリジェンス実施、救済からなる企業による人権尊重の一連の流れを概説
3. 人権方針の策定	人権方針策定における留意点等を詳説
4. 人権DDの実施	①負の影響の特定・評価、②負の影響の停止・防止・軽減、③取組の実効性の評価、④対外説明・情報開示のプロセスを詳説
5. 救済	苦情処理メカニズム等について詳説